

## 南山大学停学処分に関する取り扱い規程

(基本姿勢)

**第1条** 本学は停学の懲戒処分を受けた学生に対し、停学期間中および停学解除後において必要かつ適切な学生指導および教育指導に努める。

(停学処分の始期)

**第2条** 停学(有期・無期)の始期は、学長による処分決定日とする。ただし、休学期間中に懲戒該当行為を行った者または懲戒該当行為後に休学をした者について、学長による処分決定が休学期間中に行われた場合は、停学の始期を休学期間の満了日の翌日とする。

(停学処分の公示・通知)

**第3条** 停学処分の学長公示は、学長による停学処分決定日付で1ヶ月の掲示を行う。

② 処分を受けた学生への通知は、学長による処分決定後、直ちに当該学部長が行う。

(在学期間への算入)

**第4条** 停学期間は、学則上の在学期間に算入する。

(停学期間中の権利停止)

**第5条** 停学期間中は、授業および課外活動への参加、試験の受験、履修登録等、出校を前提とする権利の行使はできない。

(同一事案の公平処理)

**第6条** 同一の懲戒事案に複数者が関与した場合には、懲戒原案の作成段階において、処分の内容・処分の始期に不整合が生じないように努める。

(停学処分の解除の効力)

**第7条** 有期の停学の効力については、期間満了によって当然に解除される。無期の停学の効力については、改悛の情が顕著であると認められた場合に解除する。

(無期停学の解除手続き)

**第8条** 無期停学の解除願いは当該学部長が行い、学生部長と事前の協議を行った後に、当該教授会の審議に付し承認を得た後に学長宛に提出する。学長宛の解除願いは、評議会の議を経て、学長による決定により解除の効力を生じる。

(無期停学の解除の判断基準)

**第9条** 無期停学の解除の可否を判断するにあたっては、改悛の情が顕著であるか否かを基準にし、処分学生が受けた不利益の程度は考慮しない。

(無期停学の解除の公示・通知)

**第10条** 無期停学の解除の学長公示は、学長による決定の後に、学長による決定日付で1週間の掲示を行う。

② 停学解除を受けた学生への通知は、学長による決定後、直ちに当該学部長が行う。

(停学処分解除後の履修登録)

**第11条** 停学の解除日が通常の履修登録期間を過ぎている者の履修登録については、「春学期授業科目未登録学生に関する取り扱い要領」または「秋学期授業科目未登録学生に関する取り扱い

#### 第4部 停学処分に関する取り扱い規程

---

い要領」に従って処理する。

##### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

##### 附 則

この規程の改正は、2015年4月1日から施行する。